

教 職 第 4 8 1 - 2 号
令 和 2 年 7 月 1 5 日

各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 } 様
川口市立高等学校長
(さいたま市を除く)

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

給与の口座振込区分「端数」の廃止について（通知）

給与支給事務につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、職員の給与計算を行っている給与管理システムの入替えに伴い、令和2年9月から給与の口座振込区分の1つである「端数」が廃止されることとなりました。つきましては、貴職から対象職員に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 給与の口座振込区分について

給与等の口座振替申出書で申出を行う各口座への振込金額を仕分けるためのものです。各区分の機能は以下のとおりです。

(1) 全額残額

端数及び指定金額を除いた「残額の全額」を振り込むもの。

(2) 端数（※廃止）

口座振込額のうち、1万円未満の端数（1～9,999円）を振り込むもの。

(3) 指定金額

千円単位の任意の金額を指定して振り込むもの。

2 廃止する理由

端数の区分は、給与を口座振込により支給できるようになったときに、当時は現金支給を希望する職員が複数いたことから、1万円未満の端数だけでも口座振込とし、現金支給を1万円札のみで行えるようにすることで、給与の支給事務を行う各所属担当者の負担を軽減するために設けられた区分です。

現在は現金支給を希望する職員が少数となっていること、また現金受領額の指定や、他の口座振込区分を使用することで対応可能と考えられることから、端数の区分が廃止されることとなりました。

3 端数の区分の申告口座の取り扱い

端数の区分で申告している口座には、令和2年9月以降、給与が振り込まれなくなります（全額残額及び指定金額で申告している口座には引き続き振り込まれます。現金受領額も同様です。）。

4 端数の区分を使用している職員への対応

（１）対象職員（令和2年5月例月給与支給時）

別紙1のとおり

（２）対象職員への周知

別紙2を対象職員へ配布し、口座振替申出状況の確認を促してください。

令和2年9月以降も端数申出口座への振込を希望する場合は、口座振替申出書を学校担当者の指定する期限までに提出するよう、周知をお願いします。

（３）留意事項

対象職員が長期の休暇中、派遣中、休職中の場合にも周知をしていただき、職員本人が端数の区分で申告している口座への給与振込の継続を希望する場合、口座振替申出書を提出させるなど、御対応をお願いします。

5 変更方法

給与等の口座振替申出書は総合教育センターの学校支援コミュニケーションサイト（<https://ecswb.center.spec.ed.jp/sw/>）の「通知・通達集 > 教職員課 > 給与関係様式 > 給与報告関係」から入手できます。

対象職員から提出された口座振替申出書は9月の例月給与報告までに小中学校県費事務システムで報告を行ってくださるようお願いします。

6 その他

- ・ 端数の区分を使用している職員の給与の振込額が全て0円になるものではありません。
- ・ 端数の区分を使用していない職員は確認、申告の必要はありません。

【お問い合わせ先】

埼玉県教育局教育総務部教職員課 給与管理担当

電話番号 048-830-6671

FAX 048-830-4953

電子メール a6660-03@pref.saitama.lg.jp

令和 2 年 9 月例月支給から

口座振込の端数支給ができなくなります

※給与等の口座振替申出状況のご確認をお願いします。

令和 2 年 7 月 教育局教育総務部教職員課

埼玉県の給与管理システムの入替えに伴って、9 月例月給与の支給から「端数」の支給ができなくなります。

9 月以降も引き続き「端数」をお申し出いただいている口座での給与のお受け取りを継続する場合は、9 月 4 日（金）まで（教職員課必着）に申出の変更が必要になります。

お申し出の状況を御確認くださいようお願いいたします。

なお、「全額・残額」、「指定金額」等、「端数」以外の申出口座と一部現金受領額の申出に変更は行われません。

1 対象者

給与等の振込口座をお申し出いただいている方のうち、「2. 端数」を選択している方

2 確認・変更方法

御自身の「給与等の口座振替申出書」を確認し、必要に応じて「端数」を選択している口座の受取方法を変更してください

① 変更を行う場合は、給与等の口座振替申出書を学校担当者が定める期限までに提出してください。

② 9 月以降の振込を希望しない場合は、申出は不要です。（「なし」に更新されます。）

3 代表例と対応例（給与の差引支給額が 345,555 円の場合）

<代表例 1>

○振込区分「1. 残額」と併用をしている場合

	第 1 口座	第 2 口座	第 3 口座
振込区分	1. 全額残額	3. 指定金額	<u>2. 端数支給額</u>
(指定金額)	—	40,000 円	—
8 月までの振込額	300,000 円	40,000 円	5,555 円
9 月以降の振込額	305,555 円	40,000 円	—

< 代表例 2 >

○現金受領と振込区分「1. 残額」を併用している場合

	現金受領	第 1 口座	第 2 口座
振込区分	—	1. 全額残額	<u>2. 端数支給額</u>
(指定金額)	200,000 円	—	—
8 月までの 現金受領・振込額	200,000 円	140,000 円	5,555 円
9 月以降の 現金受領・振込額	200,000 円	145,555 円	—

< 代表例 3 >

○現金受領と併用している場合

	現金受領	第 1 口座
振込区分	—	<u>2. 端数支給額</u>
(指定金額)	—	—
8 月までの 現金受領・振込額	340,000 円	5,555 円
9 月以降の 現金受領・振込額	345,555 円	—

< 対応例 >

○端数支給額を指定金額（千円単位の任意額を指定することが可能）に変更する

	第 1 口座	第 2 口座	第 3 口座
振込区分	1. 全額残額	3. 指定金額	<u>3. 指定金額</u>
(指定金額)	—	40,000 円	<u>5,000 円</u>
振込額	<u>300,555 円</u>	40,000 円	<u>5,000 円</u>

	現金受領	第 1 口座	第 2 口座
振込区分	—	1. 全額残額	<u>3. 指定金額</u>
(指定金額)	200,000 円	—	<u>5,000 円</u>
現金受領・振込額	200,000 円	<u>140,555 円</u>	5,000 円

○現金受領額を指定し、残りを残額として変更する

	現金受領	第 1 口座
振込区分	—	<u>1. 全額残額</u>
(指定金額)	<u>300,000 円</u>	—
現金受領・振込額	<u>300,000 円</u>	<u>45,555 円</u>

4 その他

・端数支給額を指定した口座の振込区分の変更を行わなかった場合でも、振込区分「全額・

残額」を指定した口座へ、その口座がない場合は「現金」として支給されます。（給与等が支給されなくなる、減額されることはありません。）

・ 例月給与に限らず、期末手当等それぞれの支給における申出状況を御確認ください。